平成23年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成23年7月6日(水)10:00~13:40
	法務省大臣官房施設課入札室
委員	角 田 茂 (大学参事) ※委員長
	只 木 誠 (大学教授)
	遠 藤 和 義 (大学教授)
	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
抽出案件	
工一般競争	1 件
標準指名競争	1 件
事 随 意 契 約	1 件
標準プロポーザル方式	1 件
業 一般 競 争	1 件
簡易公募型競争	1 件
務 標 準 指 名 競 争	1 件
随意契約	1件
	意見・質問回答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
	具申又は勧告回答
委員会による意見具申又は勧告の内容	なしなし

見

口

工事の発注状況について

随意契約は、契約率(契約金額/ 予定価格)が高いものが多いが、こ れを低くする余地はないのか。

随意契約の大半は変更契約であると ころ,変更契約に係る予定価格の作成 に当たっては, 当初契約の落札率を乗 じているので、変更契約の契約率が9 9%であっても当初契約の落札率が8 0%であれば、実際の契約率はおおよ そ80%となる。

2 業務の発注状況について

指名競争に付する場合において, 公募型, 簡易公募型, 標準指名の分 類は,予定価格で分けているのか。

そのとおりである。

なお,技術的に高度な業務又は専門 的な技術が必要と認められる業務につ いては、プロポーザル方式により発注 している。

工事監理業務の発注に当たり、簡 そのようになっているのか。

規定にはないが,対象工事の発注が 易公募型競争入札により手続を行っ|進行しており工事監理業務の発注が進 たものの、入札参加者がいなかった|行しないと支障が出ることから、既に ことから標準指名競争入札に変更し 2度公募していることも踏まえ、やむ たものがあるとのことだが、規定上を得ず標準指名競争入札に変更した。 このような場合に対応できるよう,現 在規定の改正手続を進めているところ である。

3 工事発注案件

(1) 一般競争入札

【平成22年度広島法務総合庁舎書 架設置工事】

本工事については, 非常に低い落 格に工夫の余地はあるのか。

書架設置工事の発注は非常にレアケ 札率となっているが、今後、予定価 ースではあるが、このようなことが続 けば,今後,予定価格の作成に当たっ て参考とする余地はある。

広島法務総合庁舎新営工事は、中 全く同じ価格にはならないと思うが、 国地方整備局が発注しているとのこ|積算に当たり各単価にはそれぞれ根拠

とであるが、同整備局が本件工事の」があるものであるから、大きな差はで 予定価格を作成した場合には、同じないと思う。 価格になるのか。

書架の定価を参考にしているのか。

定価や業者から徴取した見積書も参 考にしているが, そのままの金額では なく,これに実績等を踏まえた査定率 を乗じている。

JIS規格があり、基準を満たして

今回の工事については, 非常に安 い金額で落札されているところ、書いれば強度等は変わらない。 架には様々な物があると思うが,品 質は確保されているのか。

低入札価格調査の期間はどのくら いか。

他の工事でも調査期間はこのくら いか。

半月強である。

おおよそ2週間程度はかかる。また, 今回は非常に安い入札価格であったこ とから, 通常よりも詳細に調査をした ため,確認資料の入手に時間を要した。

(2) 標準指名競争入札

【沖縄刑務所職業訓練棟前フェンス 等整備工事】

一般競争入札を行ったものの不調 となったことから, 指名競争入札と したとのことであるが、予定価格は 一般競争入札のものと同一のものか。

指名競争入札の際、参考見積りを はないのか。

金額を安く入れた場合,その業者し|い見積りであった場合にはヒアリング

全く同じである。

好ましくないという指導はしている 徴取した業者を指名することに支障|が、排除まではしていない。予定価格 を作成する際は,参考見積り以外に物 価本等も参考にして積算している。

予定価格の参考として、入札する 予定価格の参考にする見積書を3者 可能性のある業者の見積りを使うのないし5者から入手して検討しており、 であれば、その業者が参考見積りの金額にばらつきがあったり、異常に安 か落札できない可能性が出てくる。 |を行うなどして調査している。 予定価格を作成するときの参考見積 りにばらつきがあると, 結果が大分 変わってくる。特定の見積書によっ て予定価格が左右されることがない ようにした方がよいのではないか。

見積書を査定する場合は, 3者の 平均から査定をするのか。

(3) 随意契約

【大阪拘置所新営(建築)第1期工 事(第1回変更)】

契約相手方に対して,後日予定価 格を伝えるのか。

追加的要素がある工事にも予定価 ているのか。

変更契約の見積合わせを行うとき 表されており,契約の相手方も落札 率は分かっているのか。

見積回数に制限はあるのか。

追加工事は極力なくすようにすべ きである。

4 業務発注案件

(1) 標準プロポーザル方式

【平成22年度旭川刑務所実施設計 業務】

総額が最低価格の見積りを査定をし ている。

予定価格については, 契約締結後に 公表している。

変更契約である場合には落札率を乗 格に当初入札における落札率を乗じしているが、変更契約ではなく追加工 事で随意契約の要件に該当する場合に は落札率を乗じていない。

落札率については,予定価格と契約 には、当初入札における落札率も公 金額を公表しているので、何人でも知 ることが可能である。また,契約の相 手方は、変更契約の予定価格には当初 契約の落札率が乗じられていることも 理解していると思う。

ない。

そのようにしている。

主観評価は何名で行っており、ど 5名で行っており、1週間程度かか

のくらいの時間がかかるのか。

評価項目中「技術力」の得点に大 な理由か。

実績がある場合に技術力の点数が れば選定されることになってしまう のではないか。

実績がない業者も参入することが 可能な余地が更にあった方がよいの ではないか。

(2) 一般競争入札

【平成22年度東京法務局墨田出張 所等耐震改修調査業務】

調査業務の場合は,内訳書の提出 を求めているのか。

業者側の積算根拠や低価格入札に なった理由は分からないのか。

極端に低い入札になった場合は何 か対策をしているか。

る。

高得点の業者は、法務省発注の類似 きな開きがあるが、これはどのよう 業務の実績がある技術者を今回の業務 に従事させるということで、そのよう な結果になった。

主観評価のウエートを上げる方法も 高くなっていることから、実績があしあるが、プロポーザル方式は最も適し た技術力と知識を有する業者を選定す ることが目的なので,一般的には技術 者の実績のウエートが高くなる。なお, 実績がない業者も参入できるよう配慮 する観点から、技術提案書の提出を依 頼する優先順位を決めるときには未経 験業者も選定するようにしている。

今後,検討の必要がある。

求めていない。

分からない。

契約するか否かは別として,公正取 引委員会に通報している。なお、調査 基準価格を設定していない場合であっ ても、予定価格が100万円を超える 場合には調査基準価格相当額を設け, それを下回った場合には低入札対策と して品質確保対策計画書等の提出を求 めている。

える業者かどうか確認しているのか。

今回の入札は26%を下回る価格 本件は予定価格が1000万円を超 で落札されているが、当該業務を行えない業務であることから、低入札価 格調査は行っていない。発注に当たっ て必要以上の競争参加資格を設定する ことは、競争性を阻害することになる ことから、必要最小限の業務実績と技 術者資格の確認をしている。

この業務を行った者に対して成績 等はつけているのか。

業務委託料が基準額に達していない ので、成績はつけていない。

仮にこの業者が行った調査が不適 切であった場合、今後、同じ業者に 検討していく。 発注しないようなシステムなど,何 か対策を講じているか。

現状においては講じていない。今後

(3) 簡易公募型競争入札

【美袮社会復帰促進センター収容棟 等新営工事監理業務】

配置予定の管理技術者の同種又は されているが、その内容はどのよう。績なしとしたものである。 なものか。

提出された配置予定の管理技術者の 類似の業務実績について、参加表明|業務実績が、当省の求めた同種又は類 者6者のうち3者が実績なしと評価|似の業務実績でなかったことから、実

独立行政法人の業務実績を提出し ている者もあるが,これは「特殊法 人等」に該当しないのか。

入札説明書に記載されているとおり, 「特殊法人等」とは,公共工事の入札 及び契約の適正化の促進に関する法律 第2条第1項に定めるものであり、す べての独立行政法人が該当するわけで はない。

(4) 標準指名競争入札

【札幌刑務所庁舎等新営工事監理業 務】

予定価格や入札額は千円単位とす ることになっているのか。

調査基準価格は、通達により1万円 未満は切り捨てることになっているが, 予定価格及び入札額は,1円単位でも

構わない。

(5) 随意契約

【高松刑務所炊場棟等設計その2業 務(第1回変更)】

予定価格の直接人件費と諸経費が 同額になっているが、諸経費と何か。

原契約と変更契約の価格がほぼ同 ではないか。

公表資料だけでそこまでの事情を れているのか。

大きな変更契約が発生することは, 受託業者にとっても本意ではないとしたい。 思う。ルールをしっかり定めておく べきである。

会社の管理運営経費等である。なお, 諸経費は業務報酬基準において人件費 と同額にするものとされている。

設計その2業務は、工事を実施して じになっているが、原契約で作成しいく中で施工業者に対して設計意図を た図面の出来栄えに問題があったの伝達する業務であり、説明図等の作成 を含むが、作図が業務の主体ではない ことから,委託料は実施設計業務の委 託料と比べると少額である。本件の契 約内容は, 工事の進ちょくに伴って発 生した実施設計図面の変更であり,実 施設計業務の受託業者と設計その2業 務の受託業者が同一であるため、当該 その2業務の変更契約としたものであ る。今回の変更金額は実施設計業務の 委託料と比べると少額である。

追加が認められる金額は,工事につ 把握することはできない。契約の変 | いては、WTO(政府調達協定)案件 更は当初契約額の何割までと定めら の場合は5割までと定められている。 それ以外の場合は基準はないところで あるが、原則として3割を上限として いる省庁もあるようである。

大幅な変更契約が生じないように努